

令和５年度第２回 江東区入札監視委員会 議事概要

【 開催日時 】

令和６年１月２５日（木） １８時００分～２１時２５分

【 開催場所 】

江東区役所第７４会議室

【 出席委員 】

一條義治（委員長）、芝田麻里（委員）、新井康友（委員）

【 事務局 】

総務部経理課、土木部施設管理課、教育委員会事務局学務課・教育センター

【 議 題 】

- １ 抽出案件の審議について
- ２ 令和５年度上半期の入札・契約状況について
- ３ ２年目以降を特命随意契約としている案件について
- ４ 入札・契約制度の改正について
- ５ 次回の抽出案件について

【 資 料 】

資料１－１～７ 抽出案件説明書

資料２－１ 令和５年度上半期 入札・契約状況（総括）

資料２－２ 令和５年度 契約締結一覧

資料３－１ 令和５年度 履行成績による特命随意契約案件一覧
【業務委託成績評定】

資料３－２ 令和５年度 履行成績による特命随意契約案件一覧
【プロポーザル公募】

資料４ 契約制度の改正について
(令和５年１０月６日 区議会企画総務委員会報告)

参考１ 業務委託成績評定実施要綱

参考２ プロポーザル方式事務マニュアル

参考３ 工事成績評定要綱

【 議事内容 】

1 抽出案件の審議について

(1) 教育センター等清掃及び管理業務委託

委員の主な質問・意見等	区の説明・回答
—	抽出案件説明書（資料 1－1）に基づき、業務概要等の説明を行った。
○ 予定価格が前回よりも上昇している主な理由は。	○ 併設する東陽二丁目駐車場の集金業務を新たに仕様に追加したほか、人件費の高騰で、予算要求前に業者から徴取した見積価格も上昇している。
○ 指名競争入札から希望型指名競争入札への変更により、落札率の下落が見込まれるにもかかわらず、予算措置や予定価格をむしろ増額としているのはなぜか。	○ 本件は、あっせん収賄事件の発生に伴い業者の変更が確実であったこと、また希望型指名競争入札に変更して初めての公募であり、参加者の入札動向などが不透明であったことから、4月1日からの業務の履行に支障が生じないように、複数者から見積を徴取したうえで、ある程度余裕をもった予算措置としている。
○ 「余裕をもった予算措置」は、他の自治体と異なり江東区だから可能なかもしれないが、予算要求額はどのような考え方で設定しているのか。	○ 積算価格などの細かな積み上げではなく、仕様を示して複数者から見積を徴取し、その金額をもとに担当課（契約依頼課）が予算要求額を決定している。
○ 希望型指名競争入札の導入によって競争性が向上し、落札率が下がっているのであれば、今後はそうした状況を踏まえた予算措置や予定価格の設定の全庁的なあり方について、財政部門とも連携して検討すべきではないか。	○ 次回以降の公募時には、今回の落札実績を踏まえた予定価格を設定することが可能と考える。予算措置のあり方については、財政部門と協議していく。
○ 令和5年度から業者が変更となり、業務成績評価は「普通」との判定であるが、実際の履行状況はどうか。	○ 苦情やトラブルもなく、令和4年度までと特に履行状況には変わらない。希望型指名入札の導入に伴い、仕様の細かい部分をあらためて確認したことで、同じ業務成績評価「普通」の中でも、ややレベルは上がったという認識である。

委員の主な質問・意見等	区の説明・回答
○ この案件に限らず、業者が変更となるときは、それまでに蓄積したノウハウの継承が重要であるが、業者間の引継ぎはどのように行われているのか。	○ 業者間での引継ぎだけでなく、担当課（契約依頼課）と新しい業者との間でも事前の打合せを入念に行うことで、ノウハウが継承できるよう取り組んでいる。
○ 業務成績評価はどのような方法や基準で行っているのか。	○ 参考１「業務委託成績評価実施要綱」に基づき、①業務管理、②作業管理、③品質管理の３つの項目の評価を行っている。また、清掃・建物管理業務を主な対象としていることから、業務の内容に沿った、評価の主な着眼点を提示している。
○ 業務成績評価について、担当者と係長がそれぞれ評定点をつけているが、担当者の主観によるのではなく、課内で協議・調整して評価を決定すべきでないか。	○ 教育センターでは日ごろから、業者とコミュニケーションを密に取りつつ業務の履行状況を目視しており、苦情などもすぐに把握できることから、評価者による大きな差は生じないものと考えている。
○ 各職員や各課の間で、どうしても評価のブレが生じることから、基準に基づくレベル合わせが必要なのではないか。	○ 管理職が業者と直接コミュニケーションを取ったり、履行状況を細かく確認したりすることは事実上困難であるため、担当者・係長・管理職がそれぞれ評価を行っていることについては、適正な評価のため適切な方法であると考えるが、各担当課間の評価のレベル合わせについては、今後の課題である。

(2) 江東区立日光高原学園管理委託

委員の主な質問・意見等	区の説明・回答
—	抽出案件説明書（資料１－２）に基づき、業務概要等の説明を行った。
○ 日光高原学園とはどのような施設なのか。	○ 小学校６年生の移動教室の宿泊施設として利用している。また、学校の予定が優先のため件数は少ないものの、社会スポーツ団体の利用もある。
○ 予定価格が前回よりも上昇している主な理由は。	○ 管理人の夜間の対応時間を１時間延長したことと、人件費の増、物価高騰が予定価格の上昇に繋がった。
○ 同じ業者が継続して受託しているが、この業者が申込をしない場合、業者の確保が難しくなるというおそれはないのか。	○ 入札参加者数は前回より減っているものの、希望型指名競争入札に変更したことで、受注意欲のある事業者が本案件に申込みできるようになっており、従前の指名競争入札と比べ、不成立や不調のおそれは減少しているものとする。なお、公募要件等については、他自治体の同種施設における事例なども踏まえ、見直していく余地はある。
○ 本件の契約状況から鑑みると、栃木県にある本施設については、競争性確保や地元雇用の推進、地場製品の提供やサービス向上などの観点から、希望型指名競争入札の公募要件から、区内業者という条件を外し、地元業者の入札参加を可能とすることも検討すべきではないか。	○ 建物清掃の中でも、予定価格３,０００万円を超える高額な案件であり、区内業者優先受注の方針の適用除外とすることには、慎重な検討が必要である。なお、現行業者においても、賄い業務に従事する社員等は、地元で雇用されている。
○ 履行場所が遠隔地であるが、区職員による履行状況の確認はどのようにしているのか。	○ 区議会議員の現地視察や、職員の人事異動があった際などの機会を捉えて、現地に赴き履行状況を確認するようにしている。
○ 本施設の毎年度の契約においては事業者の選定や契約金額の設定で苦労しているとのことであるが、本施設は条例設置の「公の施設」であり、指定管理者制度を導入すれば、指定期間を５年とするなど、安定した施設運営が可能となるのではないか。	○ 校外施設のあり方を庁内組織で検討した結果、本施設については業務委託が妥当との結論を得た。

- (3) 豊洲・東雲・新木場地区公園緑地管理委託
- (4) 東部地区河川外 2 園緑地維持管理委託
- (5) 越中島公園外 2 園緑地管理委託
- (6) 東部地区道路緑地清掃委託
- (7) 西部地区公園等清掃委託

委員の主な質問・意見等	区の説明・回答
—	抽出案件説明書（資料 1－3～7）に基づき、業務概要等の説明を行った。
○ 業務概要に大きな違いが無いにもかかわらず、(3)は総価契約、(4) (5)は単価契約となっているのはなぜか。	○ 緑地管理委託は原則単価契約としているが、(3)については委託内容が定量的に捉えることも可能であることから、令和元年度より試行的に総価契約としている。
○ 希望型指名競争入札の導入により、(3) (4)は落札率が大幅に下落し、(5)は相対的に極端な変動は少なかったが、こうした結果をどのように分析しているか。	○ (3) (4)の入札結果を見ると、落札決定業者 1 者のみの入札金額が極端に低く、強い受注意欲の表れと推定できるが、より詳しい傾向は、希望型指名競争入札を繰り返し実施していかないと把握できない。
○ 同種の案件であっても、申込が多いものと少ないものがあるのか。	○ 履行場所の面積や道路の幅員、緊急対応の有無、業者の事務所の位置などにより、申込数に差が生じることはある。
○ (7)の公園等清掃委託については、一般廃棄物収集運搬業の許可も必要となっているが、履行可能な業者が実質的に限られるのか。	○ 一般廃棄物収集運搬業の許可が必要であるのに加えて、本区の公園はかなり数が多いため、各公園の特性や利用状況を踏まえた作業計画の作成が必要であるなど、慣れた業者でないと履行が難しいという特徴はある。
○ (7)は入札参加者数が前回の 8 者から 5 者に減っているが、特別な理由はあるのか。	○ 前回は指名競争入札であったため、予定価格の規模に応じて入札参加者数を決定していたが、希望型指名競争入札の導入にあたり、同種の業務を 1 つのグループと設定し、うち 1 件のみを申込参加とするなど、公募要件が変わったことが理由と考える。

委員の主な質問・意見等	区の説明・回答
○ 道路・公園清掃は、業者が頻繁に変更となっても履行に影響は生じないのか。	○ 公園の利用状況などを熟知しており、区民等からの陳情の対応にも慣れていた方がトラブルは少ないが、業者が変更となった場合は、仕様書の内容だけでなく留意点なども細かに伝えることで、円滑に履行できるよう努めている。
○ 受注意欲のある者が入札に参加でき、競争性が働いて落札率が下がることが希望型指名競争入札のメリットではあるが、(3)などは同じ業者が落札したにもかかわらず、落札額・落札率が大幅に下がっている。作業体制の大幅な変更や、履行状況が思わしくないといった問題は生じていないのか。	○ 予定価格に対して応札額が極めて低かったため、業者にはヒアリングを行い、確実に履行が行えるのかなどを確認した上で契約を締結した。作業体制に大幅な変更があったとの報告は受けておらず、履行状況についても、特段問題は生じていない。
○ 落札率が下がるのは一般的には良いことではあるが、あまりに低い落札率だと、現場の労働者の処遇に皺寄せがいつてしまうことが懸念される。丁寧にヒアリングなどを行い、適切な労働条件で履行させることも必要である。	○ 労働法令を遵守した履行が確保されるよう、履行状況の把握やヒアリングなどに努める。
○ 案件によっては、落札率がかなり低いものもあるが、予定価格の設定方法を見直す考えはないのか。	○ 公園や緑地の工事と同様、予定価格は東京都の積算基準をもとに適正な価格として設定しているため、区が独自に低い予定価格を設定することは、現時点で考えていない。
○ 建物清掃とは異なり、道路公園清掃や庭園・緑地管理は最低制限価格を設定していないが、適切な競争環境を確保するため、設定を検討してはどうか。	○ 業界の人手不足や高齢化が課題となる中、雇用を確保する観点から、最低制限価格の設定には意義があるものの、設定方法のノウハウ等が無いといった課題もあるため、今後の落札動向も注視しながら検討していく。

2 令和5年度上半期の入札・契約状況について

委員の主な質問・意見等	区の説明・回答
—	○ 資料2－1（総括）と2－2（契約締結一覧）を用いて、令和5年度上半期の入札・契約状況を報告した。
○ 工事においては希望型指名競争入札の落札率、物品では見積合わせの落札率が最も低いのはなぜか。	○ 工事の希望型指名競争入札は対象が設計・測量調査等の委託のみであるため、落札率の傾向が異なる。物品では、公募を実施した案件のうち複数項目による単価契約を「見積合わせ」に入れて集計しているため、見積合わせの方が低くなっている。
○ あっせん収賄事件の再発防止策として導入した希望型指名競争入札の効果が分かりづらいため、資料公表の際には表の見せ方を工夫すべき。	○ 公募を実施した案件については、別掲で表示するなど、ホームページ等での公表に向けて表の修正を検討する。

3 2年目以降を特命随意契約としている案件について

委員の主な質問・意見等	区の説明・回答
—	○ 前回の委員会で求めのあった、初年度は入札やプロポーザル方式で業者を決定し、2年目以降を特命随意契約としている案件について、資料3－1、2の資料を提出し、報告を行った。
○ 初年度は入札やプロポーザルで業者を決定した案件のうち、2年目以降の特命随意契約で金額が大幅に上昇している事例はないか。	○ 「仕様や契約金額に変更が無い場合に、2年目以降を特命随意契約とできる」と明文化して伝えており、大幅に上昇している事例はない。
○ 建物清掃等については、業務委託成績評定実施要綱に基づいて評価が行われている一方、公募型プロポーザルについては「業務が良好であること」を判断するための手続きや方法などが定められていないが、契約の透明性を高める観点から、手続き等を整備していくべきではないか。	○ 業務に一定の類似性がある建物清掃とは異なり、プロポーザルの場合は業者選定の評価項目が大きく異なるなど、一律の評価基準を設けることは難しいが、評価にあたっての共通した考え方や手続きなどについて、庁内に提示することについては、今後検討していきたい。

4 入札・契約制度の改正について

委員の主な質問・意見等	区の説明・回答
—	○ 資料4に基づき、工事成績評定結果（平均点）の公表について報告を行った。
○ 個別の工事契約で良い仕事をした事業者を明らかにするために、個別の成績評定結果を公表することは効果的と思うが、非公表とした理由は。	○ 本区においては、工事の予定価格が3,000万円以上の案件を事前公表としているため、個別の工事成績評定結果を公表すると、総合評価方式における入札の競争性や公正性が確保できなくなるおそれが高く、現段階では、平均点の公表にとどめた。

5 次回の抽出案件について

委員の主な質問・意見等	区の説明・回答
○ 次回は、議題の3で報告のあった、2年目以降を特命随意契約としている案件から抽出を行い、履行状況の評価や2年目以降の継続契約決定の評価プロセスなども含めて審議を行う。	—

6 その他

委員の主な質問・意見等	区の説明・回答
○ あっせん収賄事件の再発防止策として策定した「一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程」が有効に機能しているのか、運用状況について情報提供を求めたい。	○ 「一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程」の運用状況については毎年ホームページで公表することとしており、次回の委員会ではその内容をお伝えすることが可能と考える。
—	○ 次回、令和6年度第1回の本委員会は、7月を目途に開催する。